

総務生活委員会会議録

1 日 時 令和7年6月18日(水曜日)
開会 午前10時00分
閉会 午後11時32分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	山田雅徳	副委員長	岡崎亨一
	委員	森安健一	委員	三宅啓介
	〃	高谷幸男	〃	津神謙太郎
	〃	山口久子	〃	剣持堅吾
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小原純	同次長	日笠哲宏
同主幹	関藤克城	主任	東宗利

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	政策監	難波敏文
秘書室長	丸野裕子	総合政策部長	入野史也
政策調整課長	林啓二	人口増推進課長	丸山幸司
ふるさと納税推進課長	難波昭彦	総務部長	内田和弘
危機管理監	中山利典	総務課長	小川修
危機管理課長	仁科茂樹	危機管理課主幹	木田悟郎
財政課長	岡真里	契約課長	小川正義
税務課長	高谷正樹		
選挙管理委員会事務局長	河原隆		
あたたか市民部長	三宅伸明	あたたか市民部参与	林直方
ワンストップ課長	小野美千代	ワンストップ課主幹	竹下あけみ
日本一優しい市役所推進課長	坂田圭		
人権・まちづくり課長	倉本伸一	交通政策課長	藤原優
デジタル推進課長	難波幸次	消防長	池上泰史
消防総務課長	片岡久典	消防総務課主幹	渡邊俊雄
予防課長	廣恵敏孝	予防課主幹	鷺見寿幸

6 付議事件及びその結果
別紙のとおり

7 議事経過の概要
別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午前10時0分

○山田雅徳委員長 ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（総社市税条例の一部改正）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

税務課長。

○高谷正樹税務課長 それでは、承認第2号につきまして御説明いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法の定めるところにより、総社市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。これを市議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

改正理由でございますが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に可決、成立し、令和7年4月1日から施行されることに伴い、同日から適用させる必要があるため、本市の税条例につきましても早急に改正を加える必要が生じたので、地方税法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日に専決処分したものでございます。

お聞きいただきまして、総社市条例第21号、総社市税条例の一部を改正する条例を御覧ください。

改正の内容につきましては、表でお示ししておりますように、改正後と改正前につきまして各条項ごとに該当する部分に下線を引いております。これによりまして改正の主なものにつきまして御説明いたします。

1 ページ、第18条、公示送達につきましては、地方税法施行規則に公示送達に関するインターネットを用いる方法の定義が制定されたことに伴い、規定を整備するものでございます。

2 ページの第34条の2及び第36条の2第1項、3ページの第36条の3の2第1項及び4ページの第36条の3の3第1項につきましては、地方税法に新設された特定親族特別控除額について、控除すべき額の種類の追加や個人市民税の申告義務等に関する規定を整備するものでございます。

5 ページの第82条第1号及び6ページの第89条第2項第5号につきましては、軽自動車税種別割につきまして、地方税法に標準税率の区分が新設されたことに伴い、規定を整備するものでございます。

同じく6ページの第90条第2項及び7ページの同条第3項につきましては、マイナンバーカードと運転免許証の一体化が令和7年3月24日から開始されたことから、軽自動車税種別割の減免手続時に必要となる運転免許証提示時の規定を整備するものでございます。

続きまして、9ページの附則第10条の3第13項につきましては、地方税法附則に特例を適用するための手続が新設されるため、規定を整備するものでございます。

また、改正前の附則第10条の4でございますが、平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地特例が地方税法附則第16条の3各項の規定で延長され、令和6年度まで継続しておりましたが、この特例延長が終了しましたので、これに併せて関係の規定を削除するものでございます。

10ページの第10条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例でございますが、地方税法附則に新たに特例が制定されましたので、必要な規定を整備するものでございます。

また、これらのほか今回の税制改正で項ずれが生じたことによる所要の整備を行った改正といたしております。

最後に、12ページからの改正附則でございますが、第1条では施行期日を定めておまして、特別なものを除き、令和7年4月1日とすることと定めております。

また、第2条から第6条につきましては、経過措置を定めております。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 これ専決処分が行われたものなので、ちょっと確認だけさせてください。

承認ということで、最初のページの公示送達というところの電子計算機の映像面に表示したものを閲覧できる状態にするというところ、これどこのことを言われてるのか、ちょっと確認をさせてください。

それと、5ページの新しく二輪のもので総排気量が0.125リットル以下、かつ最高出力は4kW以下のものを年額2,000円としますという軽自動車税のこの、スクーターだと思んですけど、これ今時点でどの程度総社市で申請というか、あるものなのか、ちょっと知っておきたいなと思ってお尋ねいたします。

○山田雅徳委員長 税務課長。

○高谷正樹税務課長 三宅委員の御質問にお答えさせていただきます。

1ページ、電子画面のことという御質問をいただきました。

今御質問いただいた中で、画面に表示するというのはどういうことなのかということをおっしゃっていることと理解して御説明させていただきますが、公示送達そのものは掲示板に掲示するという紙のものを現在しておるところでございます。こちらを端末上の画面に表示させるというようなことを表現したものになります。それを、またはという形にしております。

2点目の新しい区分のスクーター等の申請状況はどうかということでございますが、こちらはまだ現在のところはございません。製造されて販売されるのが秋頃と伺っておりますので、現在のところはございません。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません、ちょっと1ページ目の電子計算機の映像面というのが、ここの新しい市役所になって1階にあるデジタル機器に表示されてるというふうに思っていたんですが、そういうものではないということなんですかね。

○山田雅徳委員長 税務課長。

○高谷正樹税務課長 三宅委員からの再度の御質問にお答えさせていただきます。

公告の画面、公告を表示させている画面というふうに理解してお答えさせていただきますけれども、そちらのものではなくて、いわゆるパソコンの画面という形になります。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 他に質疑ありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(総社市都市計画税条例の一部改正)の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

○山田雅徳委員長 税務課長。

○高谷正樹税務課長 続きまして、承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明いたします。

こちらにつきましても、地方自治法の定めるところにより、総社市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、これを市議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

条例の改正理由でございますが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に可決、成立し、令和7年4月1日から施行されることに伴い、総社市都市計画税条例の一部を改正する条例について、早急に改正を加える必要が生じたので、令和7年3月31日に専決処分したものでございます。

条例の改正内容でございますが、総社市条例第22号、総社市都市計画税条例の一部を改正する条例を御覧ください。

今回改正いたしましたのは、課税標準の特例、いわゆるわがまち特例の規定について、項ずれについて所要の整備を行ったものでございます。

最後のページとなりますが、改正附則でございます。

第1項では、施行期日、第2項では経過措置を定めております。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（総社市国民健康保険税条例の一部改正）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

これは地方自治法の定めるところにより、総社市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

条例の改正理由でございますが、地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定の所得基準が見直されたことから、本市の国民健康保険税条例についても早急に改正を行う必要が生じたため、令和7年3月31日に専決処分したものでございます。

条例の改正内容につきましては、改正前後表で御説明いたしますので、3ページ、4ページを御覧ください。

まず、第2条第2項及び第21条第1項におきまして、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限

度額を「65万円」から「66万円」に改めております。

次に、第2条第3項及び第21条第1項におきまして、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「24万円」から「26万円」に改めております。

次ページになりますが、第21条第1項第2号及び第3号につきましては、低所得者に係る国民健康保険税の減額措置の対象となる所得基準を改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、改正後の規定は令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までにつきましては従前の例によることとしております。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度総社市一般会計補正予算(第10号))のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○岡 真里財政課長 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

この専決処分は、令和6年度総社市一般会計補正予算(第10号)であり、歳入では、市税、地方交付税、国庫支出金、寄附金及び市債等の確定及び確定見込みに伴い、また歳出では、新庁舎建設工事等の事業費確定及び基金積立金の確定等に伴い、早急に補正予算を定める必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき、令和7年3月31日に専決処分をしたものでございます。

それでは、本委員会の所管に属する部分につきまして御説明いたしますので、1ページを御覧ください。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,670万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ380億1,830万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりまして歳入から御説明いたしますので、12ページ、13ページを御覧ください。

まず、第1款市税につきましては、決算見込みにより補正するもので、第1項市民税は1,300万円、第2項固定資産税は1億6,100万円、第3項軽自動車税は1,800万円、第4項都市計画税は900万円全て増額しております。

次に、第2款地方譲与税から、次の14ページ、15ページ、下から3番目、第11款地方交付税までにつきましては、令和6年度分の交付額が確定したことによる補正で、それぞれ説明欄へ記載のとおりでございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目総務費国庫補助金、第1節総務管理費補助金2億8,506万6,000円につきましては、交付決定となりました令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上するものでございます。同款、同項、同目第3節戸籍住民基本台帳費補助金699万2,000円につきましては、マイナンバーカード交付事務費補助金の交付決定に伴う増額でございます。

第16款県支出金、第3項委託金の減額は、県税徴収金の額確定に伴うものでございます。

16ページ、17ページを御覧ください。

第18款寄附金、第1項寄附金、第2目総務費寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の増加に伴うものでございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金の減額につきましては財源調整で、第11目庁舎等整備事業基金繰入金につきましては新庁舎建設費の額確定に伴う減額でございます。

第21款諸収入、第5項雑入につきましては、平成30年7月豪雨災害復興に対する災害支援金と、その他雑入の減額につきましては予算調製によるものでございます。

第22款市債、第1項市債のうち本委員会の所管に属するものは、第2目総務債と第9目消防債の減額で、新庁舎建設事業、救助工作車整備事業及び防火水槽修繕事業の起債対象事業費の確定により減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたしますので、18ページ、19ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費のうち、第12節委託料と第14節工事請負費合わせて1億3,741万1,000円につきましては新庁舎建設事業費の確定に伴う減額で、第24節積立金のうち本委員会の所管に属するものは、説明欄二つ目と三つ目、説明欄記載の基金への積立金でございます。

第13款予備費の減額は予算調製でございます。

続きまして、第2条繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページへお戻りください。

第2表2繰越明許費補正変更でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、新庁舎用備品

購入等事業につきましては、新庁舎への移転に伴う需用費について3,000万円を増額する必要が生じたため、繰越明許の措置により翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、参考資料といたしまして、予算書の最後に繰越予定事業明細書を添付いたしております。

続きまして、第3条地方債の補正について御説明いたしますので、6ページ、7ページを御覧ください。

第3表地方債補正変更のうち本委員会の所管に属するものは、一番上の庁舎整備事業と七つ下、中央あたりの消防施設整備事業、その下の防災施設整備事業で、歳入の市債の項で御説明いたしましたとおり、事業費の確定により市債を減額したことに伴い、その限度額を変更したものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 ちょっとお尋ねします。

繰越明許費がちょっと増えましたよということなんですけど、これ中身は今何の備品がまだ整備されていないものがあるのか、ちょっと教えてもらえますか。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 ほぼほぼそろっておるんですけど、やっぱり4月21日から開庁して、こういうものが欲しいというものが追加で出てくるということを想定して繰り越しているものでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。

もし中身が、例えばこういうものですよというのでも分かれば、もう本当に細々したものがたくさん積み重なってこれだけの金額になっているのかもしれないんですけど、例えばこういうものですよという、ちょっとイメージが湧かないので、どんなものなのかなとお尋ねしてるところです。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 備品についてですかね。

(「いや、この予算に関して」と呼ぶ者あり)

○内田和弘総務部長 (続) 繰越しの。

(「これだけの金額がついているので、どういうものがまだそろっていないのかというところを伺いました」と呼ぶ者あり)

○内田和弘総務部長 (続) 備品はちょっとまだこれから調査をしているところなんですけど、例

えば修繕とかでいくと、出退表示がないであるとか、あと市長室の表示がないであるとか、そういったところは改善していかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 他に質疑ありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採用いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は承認すべきであると決定されました。

次に、議案第35号 総社市長等及び職員のハラスメント防止に関する条例の制定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務部長。

○内田和弘総務部長 それでは、議案第35号 総社市長等及び職員のハラスメント防止に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

この条例は、ハラスメントを防止するために市長等及び職員が遵守すべき事項、ハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な措置など必要な事項を定めることにより、お互いの人権を尊重し合う良好な職場環境を確保するため、必要な事項を定めようとするものでございます。

条例の内容につきまして御説明をいたしますので、1枚お開き願います。

まず、第1条は本条例の目的を定めているもので、第2条は条例において使用する用語について定義するものでございます。

第3条から、1枚お開きいただきまして第5条までにつきましては、ハラスメントに関する遵守事項、市長、所属長の責務についてそれぞれ規定しているものでございます。

第6条は、ハラスメントに関する相談等に対応するための窓口について、第7条は外部委員で構成するハラスメント審査会について規定しているものでございます。

第8条については、議員がハラスメントを行ったとされる場合やハラスメントを受けたとされる

場合における申立てについて規定しているものでございます。

第9条から、1枚お開きいただきまして第12条までにつきましては、ハラスメントに関する相談等を処理するに当たり、プライバシーの保護や不利益取扱いの禁止など、必要な事項を定めているもので、第13条はハラスメントが生じた場合における再発防止の義務について規定するものでございます。

次に、附則でございますが、第1項ではこの条例を令和7年7月1日から施行することといたしております。

第2項につきましては、ハラスメント審査会委員の日額報酬を定めようとするものでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 ちょっと教えてください。

条例の2枚目の第6条、総務部に相談処理窓口を設置しますということなんですけど、相談処理窓口というのは具体的にどんなものなのか、ちょっと詳しく教えてもらえますか。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 総務部内に相談を受ける職員を配置するというもので、受けた場合に相談整理簿により記録を残していくというようなところを考えているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 その職員というのは、立場的にどういう方がつくんでしょうか。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 課長または係長を今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 他にはありませんか。

高谷委員。

○高谷幸男委員 今回こういうふうな条例が出たわけですけども、どこの市町村も取り組んでいく、こういう事例が多々あるもんですから、それを少しでもなくしよう、あるいは解決しようということになるかと思うんですが、今朝の山陽新聞を御覧になった方もいらっしゃると思うんですが、岡山市がカスハラ対策でマニュアルを作るということで、労働施策総合推進法の成立などを受けてマニュアルを作って、基本方針と両方併せてやっていくということですが、総社市の場合、基本方針とかマニュアルというのはどういう考え方でございましょうか。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 今までは基本方針とか要領をつくって対応しておりましたが、ハラスメントは許さないということに基づいてやっておりましたが、このたび条例化をすることによって、やっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 あってはならないことでもありましょうし、あった場合には大変であろうとも思っています。

昨年、職員組合がいろいろアンケートをされまして、その概要版も出ておまして、見られたと思いますけれども、パワハラがあったり、カスハラがあったり、いろいろするようなことでございますが、岡山市の場合も市の職員の3割がカスハラを受けたという状況であります。総社市の場合にカスハラを受けたのが61件あったということであるわけです。パワハラが72件、カスハラが61件、都合200件余りがそういうふうなことがあったわけですが、今までの庁舎内であったことについての記録等はあるのでしょうか、どうでしょうか。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 パワハラとか、カスハラはちょっと別にさせていただいて、パワハラとかにつきましては、相談を受けた分につきましては記録を残しているところでございます。

また、カスハラにつきましては、コンプライアンス推進監が相談とかを受けており、そちらについても記録を残しているというところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 記録は当然あるのではないかとっておったんですが、今後こういうものができ、記録もそれぞれ残していられるのではないかと思います、そのあたりは議会のほうへの報告というのはどういう考え方をお持ちでしょうか。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 具体的な中身については報告をちょっとしづらい部分があると思うんですけど、件数については御報告、求めがあればさせていただければというふうに思っているところでございます。

それから、もう一つ付け加えさせていただきますけど、今回出させていただく条例についてなんですけど、カスハラについてはちょっと対象から外させてもらってます。というのが、これは職員とかそういった方々の責務についてうたっているものであって、市民の方を対象にしたようなことを規定しているものではないので、カスハラに対しては今後また改めて何らか対策について考えていかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 昨年、厚生労働省がいろいろ発表されまして、ハラスメントの根絶の法改正ということであったかと思うんですが、その中には当然セクハラがあったり、パワハラがあったり、いろいろあるわけですが、この辺も全部まとめてずっとつくられて、それに基づいての仕事がスムーズにできるようにしていただければいいんじゃないかと思うんです。

よくテレビ等々で出ておるのが、コンビニエンスストアなんかで大きい声をされて、土下座をするというようなことがよく出ておりますけども、そこまではうちの市役所ではないんじゃないかと思えますし、コンプライアンス推進監がおられるから、そのあたりでの対応も、あるいは警察へ通報いただくとか、そういうこともあるのではないかと思いますけれども、やはり項目がそれぞれあればそれに基づいて、やはりそれだけのものをつくっていかなければならないんじゃないか、そうしないと職員が安心して仕事ができない、こういうことになるんじゃないかと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 ハラスメントの関係で、カスハラを除く部分についてはこの条例に基づいて対応していければというふうに思っています。カスハラにつきましては、今後改めてマニュアル等を検討していった対応を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 これから十分精査され、いいものができればいいかと思いますが、やはり議会のほうとしてもそれなりに関心を持っておるということで、詳細は無理にしても、概要ぐらいは議会のほうへ、委員会等々で御報告いただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 できる範囲で、個人情報等も配慮しながら御報告できるものは報告させていただければと思います。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 ちょっと再度お尋ねします。

今回のこの条例の一番のやっぱり重要な部分は相談窓口だとは思いますが、これ当初予算でハラスメントの相談員を募集しているということで、ハラスメントの相談体制を強化するという趣旨だったと思うんですけれども、ハラスメント相談員は今回のこの相談窓口ではどういう役目を果たす予定なんですかね。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 予算で計上しているハラスメント相談員については今募集しているところ

で、まだ来ていただいているわけではないんですけど、職員には相談しづらいという方もおられると思うので、職員というか、よく知っているというか、そういった意味で外部から来ていただいた方の相談員を配置したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。それはそのとおりだと思います。

それと、第6条の2の(2)にハラスメントの事実認定ということが書いてありますけれども、これ本当に難しいことですが、もう少し具体的にどういうふうにこの条例を規定することで担保されるのでしょうか。このハラスメントを受けて、これがハラスメントですよ、そうでないですよって、その認定ってどのようにこれ考えられていらっしゃるんですかね。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 まず相談があった場合、相談者の意向を一番大事にしたいと考えておまして、ただ単に話を聞いてほしいだけなのか、もしくは事情を報告してほしいだけなのか、もしくは行為者の言動をやめてほしいとか、そういったものになってくるのかというのをよく聞き取った上で、相手方にも事情をお話しして、事実確認をしてほしいということになれば相手方に事実確認をしていくという形になろうかと思えます。ですので、ケース・バイ・ケースになろうかと思えますけど、一番は相談しに来られた方の意向を聞いて、それで対応を考えていければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。

さらに、そういう中でハラスメントの審査会というのが設置されてくるようになると思うんですけど、どういうケースを想定して審査会を設置される予定なのか、またこの委員の3名という方はどういう立場の方についていただくと考えておられるのか、ちょっとそこまで分かれば教えてください。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 審査会ですけど、今のところ想定しているのが、特別職の方々がハラスメントをされた場合に審査していただくというか、調査していただくことを想定しておりますし、また我々の調査だけでは分からないというか、ちょっと外部にも相談したいなというときには審査会のほうに相談をしていければというふうに思っております。

委員のメンバーですけど、弁護士と学識経験者を想定しているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 ちょっと再度お尋ねですけど、特別職の方々がハラスメントをした、例えば我々

議員もそうかもしれませんが、そういうときを想定して審査会を開催するというのを考えておられるということによろしいですかね。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 主としてはそういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 他に質疑ありませんか。

岡崎副委員長。

○岡崎亨一委員 相談窓口についてなんですけども、総務部に置くとなっておるんですが、そこに人が行っていると、もう明確に何かの相談に行ってるなというふうに勘ぐられるかなと思うんです。その辺については、どこかの部屋に行くと、もうまるっきり相談していると確定されますから、その辺の配慮はどうなんでしょうか。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 おっしゃるとおり、総務課のほうに来るとそういう相談してるんじゃないかというふうに臆測されることもあろうかと思しますので、もう一つは外部の相談窓口、電話なり何なり、今思っているのが日本産業カウンセラー協会のほうに委託して、電話とかメールとかで相談ができるようなことをやっていければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 岡崎副委員長。

○岡崎亨一委員 承知しました。

あと、三宅委員も触れられたハラスメント相談員、もう2箇月半がたって、報酬としては240万円当初予算で上がってましたけども、このまま募集してますよだけではなかなか手が挙がりにくいような職務じゃないかなと思うところなんですけど、これ当てとしては何か声かけをしてるとか、相談員に手を挙げてもらえませんかみたいなことを打診してるとか、何かありますか。それとも、そのまま募集だけしてるんでしょうか。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 年度末の頃は、退職される例えば保健師であったりとか、県を退職される保健師であったりとか、そういったところを当たったりとかすることも考えておりましたけど、実際そういう方もほとんど駄目だったという経緯がございます、今のところは本当にハローワークで募集をしているだけというような状況になっているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 岡崎副委員長。

○岡崎亨一委員 状況を見ながら、あまりにも半年過ぎても相談員がいらっしゃらなかったら、やはり庁舎内では相談しにくかったり、やっぱり文字で伝えるのと実際に会って伝えるのとではやっぱり違うと思うので、どこかで区切ってしっかりと相談員を本当に募集するなり、つけていくなりす

るのであれば、しっかりした動きをしてほしいと思うんです。

なぜかという、議場での議員からの一般質問のときにはハラスメントはなかったという報告があったけれども、職員のアンケートを取ったらば数が出てきたわけですから、この温度差が実際にあったわけなので、はい。だから、私なんか特に議場での質問に対する答えと数字が出てきたところで信用はしてませんので、はい。だから、ひとつその辺をもう一度アクションを起こしていただいて、この条例を制定するのであれば、もっと確かなものにするためにも、がっちりとしたやっばり窓口、相談員、審査会といったものをしっかりしたものにするべきかなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 おっしゃるとおり、会って話がしたいという方もおられようかと思っておりますので、先ほど申しあげました日本産業カウンセラー協会、電話とかメールとかが主なんですけど、岡山市にも支部がございますので、会って直接話をする事ができるように、今交渉しているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 この際、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時44分

○山田雅徳委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑が終わりましたので、これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定をされました。

それでは、附帯があればここで。

三宅委員。

○三宅啓介委員 それでは、議案第35号 総社市長及び職員のハラスメント防止に関する条例の制定について、このことに対して附帯決議を提出させていただきたいと思っております。

提案理由といたしましては、総社市長等及び職員のハラスメント防止に関する条例第6条の相談等処理窓口の設置に関して、ハラスメントの相談対応が忌憚なく行われ、問題の早期解決につながるように、次の附帯決議をつけさせていただきたいと。

○山田雅徳委員長 分かりました。

じゃあ、皆さんに資料配付をお願いいたします。しばらく休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時48分

○山田雅徳委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま可決をされました議案第35号に対し、三宅委員から附帯決議が提出されました。

では、提出者から附帯決議の説明を求めます。

三宅委員。

○三宅啓介委員 先ほどもちょっと話をさせていただきましたけれども、このハラスメントの相談体制が確実に、そして忌憚なく行われるように、そしてまた問題が起こった際にはこれが早期解決につながるように、附帯決議をつけさせていただきたいというふうに思っております。これ中身、言わせていただいでよろしいですか。

○山田雅徳委員長 はい、お願いします。

○三宅啓介委員（続） 議案第35号 総社市長等及び職員のハラスメント防止に関する条例の制定について附帯決議をつけさせていただきたい。

内容については、これから申し上げます。

条例第6条、相談窓口設置については、風通しのよい環境づくりと併せまして職員への周知、相談者のプライバシーの保護、また相談に対する真摯な対応が重要となります。相談等処理窓口では、相談しやすい体制づくりに心がけるとともに、定期的な面談等の実施により実態を把握し、能動的に問題解決に取り組むことという附帯決議をつけさせていただき、ハラスメント防止また相談体制の充実に努めていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

○山田雅徳委員長 これより、附帯決議に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

議案第35号に対して附帯決議を付すことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

議案第35号に附帯決議を付すことに決定いたしました。

ただいま可決されました附帯決議について、当局から発言があればこれを許します。

特にないですか、はい。

では次に、議案第36号 財産の取得についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

危機管理課長。

○仁科茂樹危機管理課長 議案第36号 財産の取得について御説明を申し上げます。

このたび取得しようとしている財産は、防災用モビリティートイレ1台で、令和6年1月の令和6年能登半島地震の被災地におきまして、トイレ等の衛生環境の悪化により被災者の二次災害につながるものが問題となった背景から、主に災害時におけるトイレ環境の整備を目的として、防災用モビリティートイレを取得するものでございます。

また、取得と併せて一般社団法人助けあいジャパンが事務局となる災害派遣トイレネットワークプロジェクトに加盟し、相互支援の体制強化にも図ります。

契約の方法といたしましては、随意契約により一般社団法人助けあいジャパンと交渉した結果、予定価格内で合意に至ったことから、消費税を含め2,647万5,900円で5月2日に同社と仮契約を締結し、市議会の議決をもって本契約をしようとするものでございます。

なお、この納入期限は令和8年3月31日といたしております。

この契約につきましては、購入予定価格が2,000万円以上であり、総社市財産条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 災害時のトイレの重要性というのは、本当に今国のほうも随分周知しているような状況なので、非常に重要なことだと思っております。

1点だけ、ちょっと教えてください。

これは車両イメージというのが、ここに大体イメージ図を描いてますけれども、これ納入されたとき、この外観というのはどんなふうになってくるんでしょうか、どうやって決めていくんでしょうか。

○山田雅徳委員長 危機管理課長。

○仁科茂樹危機管理課長 三宅委員の御質問にお答えいたします。

ラッピングを施した車両を納入していただくこととしております。ラッピングの内容といたしましては、総社市の観光名所であったり、特徴のあるものを荷台の部分にラッピングをします。

なお、内容がトイレということもありまして、そのラッピングの内容につきましては慎重に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。

ラッピングも、災害現場ですので配慮をしていただきながら、とはいいましても総社市としてPRというか、総社市が来ましたということが分かるようなものにしていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○山田雅徳委員長 危機管理課長。

○仁科茂樹危機管理課長 ありがとうございます。

ラッピングにつきましては、被災地に到着して被災者の方に安心感を与えられるようなイメージを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○高谷幸男委員 議会の本会議でもこの要望が出て、全国の市町村もこれを導入していこうということでもありますけれども、契約が来年の3月31日ということですが、もしよければ少しでも早く、南海トラフ地震がいつ来るか分かりません。明日来るかもわかりませんが、とにかく3月31日の契約となっておりますけれども、少しでも早く納入できればありがたいかな、こう思いますので、要望としてお願いしたい。

○山田雅徳委員長 危機管理課長。

○仁科茂樹危機管理課長 高谷委員の御質問にお答えいたします。

納入の期限なんですけど、令和8年3月31日となっておりますが、実際のところ順調にいきますと11月の末、後半頃に納入の予定となっております。そのとおり納入されますと、市内で行っております防災訓練などで活用をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

岡崎副委員長。

○岡崎亨一委員 待ちに待ったトイレカーなんですけども、あのふん尿の処理について、ちょっと教えてください。市内業者、し尿処理の業者がおられますけども、これがまたトイレカーはトイレ

カーで別契約をちゃんとされるわけですかね、どうですか。

○山田雅徳委員長 危機管理課長。

○仁科茂樹危機管理課長 岡崎副委員長からの御質問にお答えいたします。

トイレカーのふん尿の処理でございますが、具体的には自然に落下させて、それを下で受けてくみ取る、あとバキュームでくみ取る方法がございます。これは今のところまだ検討段階ではありますが、市内の業者をお願いして、くみ取りと清掃と消毒、それをして、まとめて契約になるか、1回ごとの委託になるかは分かりませんが、そこら辺も検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 他に質疑ありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午後11時5分

○山田雅徳委員長 それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、議案第37号 総社市行政財産使用料徴収条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務部長。

○内田和弘総務部長 それでは、議案第37号 総社市行政財産使用料徴収条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、市役所会議室等の使用料を徴収するに当たり、1時間当たりの使用料の額を定める必要があるため、関係条文の整備を行おうとさせていただきます。

条例の内容につきまして御説明をいたしますので、1枚お開き願います。

第4条の改正につきましては、会議室等を目的外使用する場合における1時間当たりの使用料の

額を、次のページを御覧いただきまして、別表のとおり定めようとするものでございます。

次に、第5条の改正につきましては、会議室等の使用に関し入場料を徴収する場合や使用時間を超過して使用した場合の加算金について定めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年7月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 ちょっとまた教えてください。

別表のここに金額がそれぞれ書いてありますけれども、1,500円のもの、700円のもの、100円のもの、1時間当たり使用料が、これ何部屋ずつぐらいあるもんなんですかね。ちょっと分かれば教えてもらえますか。

例えばですけど、床面積150㎡以上のもの、1時間1,500円ですと書いてある。これ例えばチュッピーホールのことなのかなとは思うんですけど、そういう部屋が一体市役所にどれだけ借りる部屋があるのかなって、まずちょっと教えてもらえますか。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 新庁舎における会議室等でございますけど、先ほど言われましたチュッピーホールとかも含めまして、全体で25部屋ございます。150㎡以上のものにつきましては、チュッピーホールと、例えば庁議室とその隣の大会議室を一体的に利用した場合とかということを想定しているところでございます。

それから、床面積が25㎡以上150㎡未満のものにつきましては8部屋（後刻「10部屋」と訂正あり）、それから25㎡未満のものにつきましては12部屋ございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。

それで、この部屋が使えますよというものが、何か一目で例えばホームページ上とかで分かるようになってますか。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 今のところちょっとそういったものをホームページで作っていないので、これから作っていければというふうに思っておりますが、基本的にはチュッピーホールであるとか、ギャラリースペースであるとか、議会棟にある101会議室、要はセキュリティーが保たれるところについて貸出しを主にやっていければというふうに考えてるところでございます。

それから、先ほど25㎡以上150㎡未満のところにつきましては「8部屋」と言ったんですけど、「10部屋」でございました。すみませんでした。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 それと、もう一点だけちょっと教えてください。

入場料を徴収するときとは書いてあります。この入場料を徴収するようなものというのは、例えば音楽会とか、そういうものをイメージされてるのか、例えば有料の講演会とか、そういうものをイメージされているのかというところをちょっと教えてください。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 今、三宅委員が言われた音楽会であったりとか、講演会で入場料を徴収するものというものを想定してるところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 他に質疑ありませんか。

高谷委員。

○高谷幸男委員 新庁舎ができて、チュッピーホールを無料で使ってみてくださいということがあったと思うんですが、どの程度お尋ねがあり、どの程度使用があったんでしょうか。まず、お尋ねします。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 無料期間でのチュッピーホールの利用でございますけど、全部で68回利用がございました。うち内部で使ったものが47回、外部からの使用につきましては21回というふうになっているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 新しい施設ですから、市街地の中央でもあるし、使い勝手がよかったかなということの一つ思うわけですけども、この料金について他の公共施設とのバランスはどんなでしょうか。公民館であるとか、有料な施設もあると思うんですが、そのあたり面積的に見て同程度になっておるのか、それともちょっと高めになっておるのか、安めになっておるか、どうでしょうか。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 こちらの料金、使用料の積算でございますけど、行政財産使用料徴収条例の積算、面積案分であったりとか評価額に基づいてある程度積算したものでございますけど、他の施設と比較をしたところにつきましては、例えば山手公民館の2階の多目的ホール、あちらにつきましては1時間1,500円というふうになっておりますし、公民館の会議室等とかは160円というふうになっておりますので、そんなに大きくは違わないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 それから、使用時間ですけども、整理整頓終了までが、例えば午後9時であると

か、それを多少超えてもいいんだとか、そのあたりは嚴重にこれからもやっていただきたいと思えますし、警備の関係もありましょうし、と思いますが、サンワーク総社がもう片づけて済んで午後9時というふういきちつとなっております。ただ、公民館に行きますと、多少はずれて午後9時までやって、それから片づけをしてというような状況もあるようですけど、そのあたりはどういうふうな基準できちつといかれますか。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 片づけも含めて時間を守っていただければというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 十分市民に、あるいは団体へ周知徹底を図っていただくようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 使用の申請があった際に、きちんと説明をしていければというふうに思っているところがございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 他に質疑ありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 何か答弁漏れとかありますか。

総務部長。

○内田和弘総務部長 補足で説明をさせていただくんですけど、今回の改正のところには書いてないんですけど、もともとの条例の中に加算金を課すことがある中で、空調とかを使った場合、加算することができるというふうに書いてありますので、そちらについては空調とかを使った場合はプラスで加算をさせていただければというふうに思っているところがございます。一応お知らせできればと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

○山田雅徳委員長 このことに対する質疑はありますか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 そうすれば、例えばチュッピーホールでマイクを使ったら、また別途お金がかかるとか、そういうふうなイメージですかね。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 今のところ空調を想定していて、そういった備品的なところは考えてないところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 この件についてはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 今の追加の答弁に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定いたしました。

次に、議案第42号 令和7年度総社市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○小川 修総務課長 議案第42号 令和7年度総社市一般会計補正予算(第2号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、年度途中における事業の推進等により必要となる経費を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億4,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ359億2,100万円とするものでございます。

それでは、本委員会の所管に属するものにつきまして、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の12、13ページを御覧ください。

まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費6万8,000円につきましては、ハラスメント審査会委員3名の報酬でございます。

次に、同項、第6目財産管理費、第13節使用料及び賃借料608万円の増額につきましては、バス借上料に不足が見込まれることから、自動車等借上料を増額するものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第3節職員手当等628万8,000円につきましては、調整給付金の支給事務に要する職員の時間外勤務手当及び管理職員特別

勤務手当を計上するものでございます。次に、第10節需用費180万円につきましては、調整給付金の支給事務に必要な事務用品や封筒、広報用リーフレットの作成などに要する経費を計上するものでございます。次に、第11節役務費510万円につきましては、確認書や申請書の送付及び返送に要する郵券料などを計上するものでございます。次に、第12節委託料750万円につきましては、調整給付金の支給事務に必要な事務補助職員派遣委託及び対象者データ抽出作業委託に要する経費を計上するものでございます。第18節負担金、補助及び交付金3億1,800万円につきましては、調整給付金の差額など不足額給付として支給する定額減税補足給付金でございます。

なお、このたびの定額減税補足給付金支給に伴う補正事業につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に該当する事業でございますので、国からの交付額が確定次第、歳入につきまして予算計上することとしております。

次に、第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、第17節備品購入費60万8,000円の増額につきましては、応急手当での普及啓発活動に必要なAEDトレーナー及び訓練用マネキンを購入しようとするものでございます。

14、15ページを御覧ください。

第13款予備費60万9,000円の増額につきましては、予算調製でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、10、11ページにお戻りください。

第18款寄附金、第1項寄附金、第9目消防費寄附金10万円につきましては、総社ライオンズクラブ様から本市防災事業への寄附金でございます。

次に、第19款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金3億4,500万円の増額につきましては、財源調整でございます。

次に、第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、第4節雑入のうち、説明欄1行目のコミュニティ助成金60万円の増額につきましては、歳出で御説明いたしましたAEDトレーナー等の購入に対する助成金でございまして、その二つ下、その他雑入27万円の減額につきましては財源調整でございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っただき、調書に記載してある款、項、目、事業名、大事業を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いをいたします。

それでは、質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 ちょっと確認させてください。

第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、予算書の12ページ、13ページ、AEDトレー

ナーと訓練用マネキンを購入しますということなんですけど、これ何台というか、数をちょっと教えてもらえますか。

○山田雅徳委員長 予防課長。

○廣惠敏孝予防課長 三宅委員の御質問にお答えをいたします。

数量はどれぐらいかということですが、AEDトレーナー、こちらは5台、それから訓練用マネキン、こちらのほうは5体を購入をする予定にしております。

以上です。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 ちょっと再度お尋ねします。

各地域で防災訓練なんかをするときに、消防の方が来られてAEDやマネキンを使って訓練されるときに使うものが老朽化したので、その交換というふうなイメージでよろしいですか。

○山田雅徳委員長 予防課長。

○廣惠敏孝予防課長 はい、そういった意味合いも含めまして、地域の方々に対しての普及啓発、こういったものを目的に更新も考えているところでございます。

以上です。

○山田雅徳委員長 他に質疑ありませんか。

もう一点、三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません。市有バスの件について、第2款総務費、第2項総務管理費、第6目財産管理費、12ページから13ページ、車両管理経費についてお尋ねします。

これ市有バスの運転手の減少に伴い、民間バスを借り上げますということなんですけど、この600万円少々の積算根拠というか、これ内容、どういう積算根拠でこの608万円を計上されたのか、ちょっと教えてください。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 2台体制になったときの年間のバス借り上げを何台借りるかという、例年の実績とか、今現状の予約に基づいて106台、年間のバスを借り上げる台数を106台というふうに設定させていただいて、当初予算で30台分計上しておりましたので、残りの76台分を追加で補正予算を上げさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 76台分を借りるということは、これ1日当たりでは8万円、9万円ぐらいな、そういう計算になりますかね。

○山田雅徳委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 1回当たり8万円で積算しているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 ありませんね。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については、可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定いたしました。

次に、議案第45号 総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○河原 隆選挙管理委員会事務局長 議案第45号 総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、国政選挙における公費負担の限度額を引き上げる公職選挙法施行令の一部改正が行われ、令和7年6月4日に公布施行されたことから、本市の議会の議員及び長の選挙における公費負担の減度額につきましても所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明いたします。

1枚お開きいただきまして、まず第1条、総社市議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正でございます。

第4条関係につきまして、ポスター1枚当たりの作成単価「541円31銭」を「586円88銭」に改めようとするものでございます。これにより1部当たりの単価の限度額につきましては、現行は1,174円ですが、改正後は1,220円、46円増しということになります。

次に、第2条、総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正でございます。

これは第4条及び第5条関係について、ビラ1枚当たりの作成単価「7円73銭」を「8円38銭」、65銭の増に改めようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行することとし、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用するものでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 よろしいですね。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第46号 令和7年度総社市一般会計補正予算(第3号)の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○河原 隆選挙管理委員会事務局長 議案第46号 令和7年度総社市一般会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

この補正予算は、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙公営の公費負担の限度額が引き上げられることから早急に補正予算の必要が生じたことから、市議会議員選挙の交付金を増額しようとするものでございます。

内容につきまして、予算書で御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

第2款総務費、第4項選挙費、第5目市議会議員選挙費、第18節負担金、補助及び交付金37万2,000円の増額は、選挙運動用のポスター及びビラの作成における公費負担の限度額引上げに伴います交付金の増額でございます。

第13款予備費につきましては、予算調製でございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、請願第1号 地方財政の充実・強化を求める請願書の審査に入ります。

では、本件について当局から説明があれば説明願います。

財政課長。

○岡 真里財政課長 当局からは特にございませぬ。

○山田雅徳委員長 本件について御意見等があれば御発言を願います。

少し休憩を取ります。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○山田雅徳委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この件に関しまして何か御意見等がありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 なし。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

特に御意見がありませんでしたが、本件は採択すべきであると決することに御異議はありませんか。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択すべきであると決定いたしました。

なお、本件に関する議案を委員会で提出することとし、その作成につきましては委員長に御一任願えますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時32分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

総務生活委員会委員長 山田 雅徳